

議案第 97 号

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年桐生市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「より」を「基づき」に改める。

第8条第5項第5号中「第90条第1項」を「第112条第1項」に、「第6条第4項第5号」を「第49条第4項第5号」に、「第45条第1項」を「第66条第1項」に、「第46条第1項」を「第67条第1項」に、「第63条第6項」を「第84条第6項」に、「第64条第3項」を「第85条第3項」に、「第65条」を「第86条」に改める。

第61条の22中「第11条中第1項」を「第11条第1項」に改める。

第80条の2を削る。

第153条第4項中「第154条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

第205条第1項中「第204条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 97 号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。